

心身の健康の保持増進に関する指導

心身の健康の保持増進に関する指導 —心の健康の視点から—

スポーツ庁政策課教科調査官 横嶋剛

はじめに

『小学校学習指導要領（平成二九年告示）解説 総則編』（以下、「解説総則編」とする）では、健やかな体について

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体

育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、これらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

と示している。

心身の健康の保持増進に関する指導については、情報化社会の進展により、様

々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になってきていることなどから、子供たちが適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。

そこで本稿では、「心身の健康の保持増進に関する指導—心の健康の視点から—」をテーマに掲げ、その背景や指導の考え方、具体的な指導内容などについて解説する。

I 心の健康を推進する背景

1 コロナ禍の影響と学校の役割

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られ、地域によっては約三か月も

の長期にわたって子供たちが学校に通えない状況が生じた。この前例のない状況の中で、全国の学校現場の教職員、教育委員会などにおかれては、子供たちの学習機会の保障や心のケアなどに力を尽くしていただいた。学校再開後においてもその影響は残っており、引き続き、実態に応じた取組に尽力いただいている。

一方、当たり前のように通学していた学校に、「通えない」という状況が続いた中で、子供たちや各家庭の日常において学校がどれだけ大きな存在であったのかということが改めて浮き彫りになった。また、家庭の経済的格差が拡大するのではないかと指摘や、生活習慣の乱れに伴う心身の健康課題の深刻化の懸念もある。学校という子供の居場所がないことで、多くの保護者が就労面で課題を抱えると共に、子育てに関する負担が増大し、大きなストレスを抱えるようになったという指摘もある。さらに、学校の臨時休業が続いた影響により、学校再開後の登校を躊躇する子供もいるのではないかと指摘もあった。

こうした学校の臨時休業に伴う問題や懸念が生じたことにより、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、

ず、全人的な発達・成長を保障する役割や人と安全・安心につながることでできる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識された。特に全人格的な発達・成長の保障、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割は、日本型学校教育の強みであることに留意する必要がある。

2 健康教育を行う根拠

我が国の学校制度は、日本国憲法の精神にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。学校教育法では、教育基本法における教育の目的及び目標並びに義務教育の目的に関する規定を踏まえ、義務教育の目標を規定している（図1）。それぞれ健康教育に関連する記載があるので確認してほしい。

この学校教育法の規定に基づき、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、教育課程に関する基準を定めている。

3 ユニセフの調査から

国連児童基金（ユニセフ）の活動分野を特定し研究するため一九八八年に設立されたイノチェンティ研究所が二〇二〇

年に出版した『レポートカード16』シリーズは、子供の権利がどの程度保障されているか、各国の状況をモニターし比較することを目的としている。

日本の子供の幸福度は二〇位であったが、分野別に見ると、「身体的健康」は一位だったのに対して、「精神的な幸福度は三七位（三八国中）であった（図2）。

ちなみに、「生活満足度が高い一五歳の割合」、及び「一五〜一九歳の自殺率」である。

図1 学校で健康教育を行う法的根拠

<p>《日本国憲法》 第三章「国民の権利及び義務」 第二十五条第1項 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」</p>
<p>《教育基本法》 第一章 教育の目的及び理念 (教育の目的) 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 (教育の目標) 第二条 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p>
<p>《学校教育法》 第二十一条 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。</p>

解説

心身の健康の保持増進に関する指導

心身の健康の保持増進に関する指導—心の健康の視点から—

伝え合う力を高め自分の思いや考えを表現すること・聞くこと」の授業改善 伝え合う力を高め自分の思いや考えを表現すること・聞くこと」の授業改善 表現することのできる「話すこと・聞くこと」の授業改善 聞くこと」の授業改善のポイント

大塚健太郎

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官

令和四年度全国学力・学習状況調査では、「互いの立場や意図を明確にしなが
ら計画的に話し合い、自分の考えをま
とめることに引き続き課題がある」との結
果が示された。

話したり聞いたりすることは、生活の
上での基本的な言語活動である。話した
り聞いたりすることに関する資質・能力
は、学習したことを繰り返し用いたり、
生活場面において使いこなす機会を多く
もったりすることにより、より確実に身
に付けることができる。したがって、他
教科等の学習や学校の教育活動全体の中
で、学習したことを使う機会がもてるよ
う、年間指導計画に意図的、計画的に位
置付けることが重要である。

そこで、伝え合う力を高め自分の思い
や考えを表現することのできる資質・能
力を育成するために、どのような授業改
善が考えられるだろうか。『小学校学習
指導要領（平成二九年告示）解説 国語
編』に例示されている言語活動例に沿っ
て、授業改善のポイントを解説する。

①話し手がある程度まとまった話をし、
それを聞いて、聞き手が感想や意見を
述べる言語活動の授業改善のポイント

まず、伝えたいことを話したり、それ
らを聞いて声に出して確かめたり感想を
述べたりすることについては、紹介、説
明、報告などの話す活動として、各教科
等の学習に取り入れられることが多く、
それらの学習との連携が求められる。伝

えたかったことを確認したり、聞き手が
興味をもったことについて話し手の発言
内容を繰り返し返したりするなど、声に出
して確かめることも意識して言語活動を設
定していただきたい。

次に、調べたことを話したり、それら
を聞いたりすることについては、各教科
等で行う観察や実験、調査などの経過や
結論などをまとめて、聞き手に分かりや
すく伝えたり発表したりすることが考え
られる。また、それらを聞くに当たり、
必要なことを記録したり質問したりしな
がら聞き、話の内容を捉えることへの意
識も重要である。

そして、自分の考えを話したり、それ
らを聞いたりすることについては、聞き

手に何らかの行動を促すために自分の考えを示し、意見を求めることが考えられる。

また、まとまった話をする際に、相手や場に応じた声の大きさや速さ、言葉の抑揚や強弱、間の取り方になっているか、さらに、自分の考えが伝わるように資料等を効果的に活用して発表しているかなどを子供が確かめるには、ICT端末で録画して繰り返し視聴することが効果を発揮するため、そのことに留意した学習展開が求められる。

② 情報を収集したり、それらを発信したりする言語活動の授業改善のポイント

まず、質問するなどして情報を集めたり、それらを発表したりすることについては、事前に自分が知りたいことを考え質問することが重要である。さらに、集めた情報を発信するに当たり、自分の考えをまとめるには、話の内容を予想して聞いたり、聞いた内容と自分が知っていることとを比べたりすることなどが有効である。

次に、インタビュアーなどをして必要な情報を集めたり、それらを発表したりすることについては、目的をもって特定の相手に質問し、必要な情報を聞き出そうとすることが求められる。さらに、話し手の考えと自分の考えとを比較して共通

点や相違点を整理したり、共感した内容や納得した事例を取り上げたりして、自分の考えをまとめることも大切である。

また、インタビュアーの様子を録画して情報に漏れや間違いが無いかを振り返ったり、ホームページ等を閲覧して情報収集したりするなど、ここでもICT端末の効果的な活用が求められている。

③ 目的に沿って話し合うことを通して互いの考えを共有したり、生かし合ったりする言語活動の授業改善のポイント

まず、話し合いについては、二人から数名程度のグループを作って話し合うなどの多様な形態の話し合いが考えられる。少人数での話し合いは、多人数での話し合いに比べ、一人一人が発言する機会も多い。

また、話し手と聞き手の距離も近く、聞き手の反応を見ながら分からないことを質問したり応答したりしやすいという特徴をもつため、互いに認め合う雰囲気や大事にしながら、尋ねたり応答したりする機会を多くもつことが大切である。

次に、互いの考えを伝えるなどして話し合うことについては、結論を一つにまとめることに重点を置くものや、それぞれの参加者の考えを明確にしたり広げたりすることに重点を置くものなどがある。多人数での話し合いは、少人数での話し合いに比べ、話し手と聞き手との間に一

定の距離があるため、改まった言葉遣いをするなどの配慮が必要である。また、話し合いの進め方や司会の役割が重要となる。このため、話し合いをする際には、司会などの様々な役割を経験できるようにすることが重要である。

そして、それぞれの立場から話し合うことについては、賛成又は反対などのそれぞれの立場を明らかにした上で考えを述べ合い、互いの考えを基にして、考えを広げたりまとめたりすることが重要である。

また、教師と子供、子供同士の話し合いをICT端末で録画して分析することは、話し合いの進め方や司会の役割などを理解することにも有効である。

*

可視化しやすい言語活動の出来不出来だけに目が行かないように、子供たちにとって学ぶ必要のある場面や学習課題の設定、試行錯誤できる学習展開の保証、日常生活における様々な場面で、主体的に活用できる、生きて働く「知識及び技能」の習得といったことが効果的に結び付く単元を構想する必要がある。

(おおつか・けんたろう)

クラウドの活用：コミュニケーションツール（チャット機能等）の活用

文部科学省初等中等教育局GIGA StuDX推進チーム

関連動画はこちらから



はじめに

本号では、チャット機能やコメント機能を含むコミュニケーションツールが、学校現場で、どのように活用されているかを紹介していく。

また、次ページでは、コミュニケーションツールについて理解を深めていただくために、特設ホームページ「**StuDX Style**」の事例の中から、チャット機能を活用した情報共有について掲載する。

コミュニケーションツールを活用するよさは

チャット機能は、チャットソフトはもちろん、学習支援ソフトや

ウェブ会議ソフトなどで活用できる。教師が子供の意見を即座に収集したり、子供同士が参考となる資料を共有したりするなど、様々な用途で活用することができる（写真1）。

さらに、授業中にクラウド上で作成しているファイルのURLをチャットに貼り付けてアクセスできるようにすれば、教師が子供の進捗状況を把握したり、子供同士が互いの成果物を参照し合ったりすることが容易になる（写真2）。学習場面によっては、子供同士で編集したり、アドバイスを送り合ったりするなどの活用方法も考えられる。

また、コメント機能は、文書作成ソフトや表計算ソフト、プレゼ

ンテーションソフトなど様々なソフトで活用することができる。クラウド上でファイルを共有しているので、作成途中であってもコメント機能を活用して、教師がアドバイスや価値付けを行うことができる（写真3）。

アイデアがなくて困っている子供が、コメントを参考にしながら一人で解決できたという事例もある。

おわりに

コミュニケーションツールを活用することで、情報のやり取りを容易に行うことができる。活用する際は、教師が会話のログを確認できるように設定したり、オンライン上での適切なやり取りについて継続的に指導をしたりすることも大切である。

取材協力：愛知県春日井市立藤山台小学校



写真1 子供の意見を即座に収集している様子



写真2 子供の進捗状況を確認している様子



写真3 コメント機能を用いて教師が価値付けている様子

子供同士がつながる

チャット機能で情報共有

■校種・学年：小学校3 学年以上

■活用の概要：

チャット機能を使わせるべきかどうか最初は迷っていたが、児童生徒と使い方やルールについて話し合い、活用を始めたところ効果が見られた。

- 教師が内容を確認できる状態にするために、教師を含めてグループをつくるように指導する。
- 「勉強会」のグループをつくって、授業中に教え合いが始まった。
- 調べたウェブサイトの URL をコピーして、チャットに貼り付け、情報共有を行っている。
- 活動が進んでいない友達がいると、助け合う様子が多く見られるようになった。
- 作業途中でもどんどん情報交換をして、児童生徒の考えが広がっている。

教師やグループ全員に見えている場なので、友達とおしゃべりに使うことなく、自分たちの学習をさらに深めようと活用する場面が徐々に増えてきている。このように、学習に有効な使い方をしていく様子をクラスで共有し、互いによりよいコミュニケーションを図っていくための使い方として価値付けている。もちろん、授業中であるかどうかにかかわらず、オンライン上のマナーやコミュニケーションの在り方については、児童生徒と一緒に考え、適切な指導をしていくことも必要である。

■準備するもの：チャット機能（OS 標準）

チャット機能＋使い方・ルールを考えさせる指導

11:40
④って和紙の良さある？

火 11:41
あると思います。

11:42
いやないと思う。 さんも、良さの理由だよ。④は、紙の破れ

11:43・編集済み
理由だけど 和紙にはせんいが長いという良さを言っているんじゃない？

11:49
紙はどうして破れにくいかわかっているんだと思うよ

11:51
さんやっぱそうか ありがとう。

調べ学習の際、児童生徒は有益な情報を見付けると、その情報を友達に共有している。調べサイトの URL をコピーしてチャットに貼り付けることも自然とできるようになった。

自発的な教え合い学び合い

11月19日, 11:05
僕もやっているけれど、伝えたい時に、ピラミッドチャットにまとめたら？

11月14日, 18:19
分かったありがとうございます。

11月15日, 17:23
今読送ってるよー

無題のプレゼンテーション

自分の作業途中のシートをチャットに載せ、友達からのコメントを参考に活動を進めている様子。

アドバイザーからのコメント

チャット機能を有効に使った学び合いの事例です。これまでは、伝える相手の席まで行かないとコミュニケーションをとることが難しかったのですが、チャット機能を使うことで児童生徒同士がすぐにコミュニケーションをとることができます。ウェブサイトの URL のように口頭で伝えることが難しい内容であっても、チャット機能を使えば情報のやりとりを簡単に行うことができました。また、チャット上のやりとりに直接参加しなくても、友達の書き込みを眺めることで、自分にとって有益な情報があれば適宜活用することができています。

【StuDX Styleについて】

文部科学省では、1人1台端末の利活用に関する情報を特設ウェブサイト「StuDX Style」にて発信しています。「GIGA」に「慣れる」「つながる」活用事例を多数掲載しておりますので、研修会等で紹介いただくなど、ぜひ御活用ください。



本記事は、出典を記載の上、研修等で転載・配布していただけます。

幼児教育

論説

■特集…安全な生活をつくり出す

安全な生活をつくり出す

文部科学省では東日本大震災をはじめとする災害の教訓なども踏まえ、安全に係る取組を強化するため、学校保健安全法に基づき、平成二四年に「学校安全の推進に関する計画」を策定した。その後、各地で大きな災害や子供たちが巻き込まれる痛ましい事件・事故が起きている。そこで、これまでの学校安全の取組の課題を更に改善するため、「第三次学校安全の推進に関する計画」（令和四年度～令和八年度までの五年間）が策定された。

この計画の「目指す姿」は、全ての児童生徒等が自ら適切に判断し主体的に行

動できるよう安全に関する資質・能力を身に付ける、学校管理下における死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする、負傷・疾病の発生率を減少させることであり、基本的な方向性のキーワードは、「実効性」「実践的」「子供の視点を加えた安全対策」「学校安全の見える化」「学校安全に関する意識の向上」である。これらの視点から、安全な生活をつくり出す幼児期における「安全に関する指導」（幼稚園教育要領においては、「安全に関する指導」という）について述べたい。

1 「安全に関する指導」に係る資質・能力の育成

「『生きる力』を幅広くむ学校での安全教育」（文部科学省・二〇一九）に、「学校安全のねらいは、児童生徒等が、自らの生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること」とし、次の資質・能力を育成することを目指すとある。

・「知識・技能」…様々な自然災害や事



十文字学園女子大学教授
桶田ゆかり

件・事故等の危険性、安全で安心な生活づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること

・「思考力・判断力・表現力等」：自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること

・「学びに向かう力・人間性等」：安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとして、安全で安心な生活づくりに貢献しようとしていたりする態度を身に付けていること（傍線は筆者）

この資質・能力は学校教育全体で育むものなので、幼児には高度に感じてもらいにくいかもしれない。しかし、幼児は初めての集団生活の中で様々な人と出会い、自分の身を守り、自他を大切にすることを学んでいる。教師が、幼児期の安全に関する指導に係る資質・能力を具体的な姿勢として理解し保育に当たることが「安全な生活をつくり出す」上で重要となる。

2 実効性のある実践的な「安全に関する指導」

「安全に関する指導」については、何かをしたら身を守れるようになるという単純なものではなく、繰り返し積み上げていくものである。だからこそ、実効性を考えると適切な指導内容にすることが重要となる。それは、様々な内容を網羅するというよりは、園のある地域、園や子供たちの実態に合ったものにするということである。例えば、何十年・何百年の単位でその地域に起きた大災害は何か、地震は起きやすいのか、津波や土砂崩れなどが起きる可能性はあるか。洪水の危険はあるか。交通量の激しい地域か。園内は、いつでもどのような状態が多いのか。子供たちの体の動き、話を聞く姿、気持ちの安定などの園・各学級・個人としての実態の把握を基にした「安全に関する指導」は、日々の安全な生活につながる。

幼稚園教育要領（文部科学省・二〇一七）の領域「健康」には、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する」ことがねらい(3)にあり、内容として、(10)「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の

仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」とある。内容の取扱いには、(6)「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること（後略）」が挙げられている。

幼児期の遊びは自発的な活動であり、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である。つまり、安全に直接関するねらいや内容は領域「健康」に書かれているが、五領域を通しての総合的な指導を行う幼稚園教育では、「遊びを通して」とある安全についての指導も、五領域全てが関わる。安全に関する指導が実践的に行われるには、定期的に行う安全指導の内容を押さえつつ、日々の生活や遊びの中で子供たち一人一人の姿に合わせてより具体的に繰り返し伝えていくことが大切である。

実践的な安全に関する指導は実効的な安全に関する指導とつながっており、目の前の子供たちの姿、気持ちを把握し、子供たちの姿を予想して教師が援助できるかにかかっている。